

令和5年度 第10回

出水市教育委員会 会議録

日時 令和6年1月9日（火）午後2時
場所 出水市役所 401会議室

出席者	
大久保 教育長	宮崎 教育部長
中村 委員	中原 教育総務課長
池袋 委員	田子山 学校教育課長
長島 委員	眞正 学校教育課指導監
	谷川 生涯学習課長
	別府 出水商業高等学校事務長
	川添 青年の家所長
	岡本 学校給食センター所長
	古川 教育総務課 課長補佐兼教育総務係長
	新垣 教育総務課 主任主査

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	可否の別
議案第20号 出水市文化会館等運営審議会 委員の委嘱又は任命について	委員の異動等に伴い、新たに委嘱 又は任命するもの。	特記事項な し	可決
議案第21号 出水市児童生徒就学援助に関 する規則の一部を改正する規 則の制定について	国の支給単価に準じた一部支給項 目の単価引き上げ及び通学用品費 の拡充（通学用ヘルメット購入費 を追加）等のため、所要の改正を しようとするもの。	特記事項な し	可決
議案第22号 出水市特別支援教育就学奨励 費に関する規則の一部を改正 する規則の制定について	国の支給単価に準じ、一部支給項 目の単価について引き上げるた め、所要の改正をしようとするも の。	特記事項な し	可決

その他

会 議 要 旨

1 開 会

2 会議録の承認

令和5年度第9回教育委員会会議録については、署名に代えて承認された。

3 教育長の報告

(教育長) 12月中旬に臨時の校長会を実施した。それぞれの校長から学校での現状、今後の課題等を踏まえて人事異動についての要望、見通しについての意見を聞いた。そして、それに対し教育委員会としてどのように考えていけばいいか、そういった指示をしている。

年が明けてからは、各市町村で行われた二十歳のつどいだが、出水市でも先週の金曜日にマルマエホール出水で盛大に開催され出席した。今年は4年ぶりに全員一堂に会しての集いということで、二十歳を迎えた皆さんは非常に笑顔で、いい式が出来たのではないかと思う。

〈各課長等から「教育委員会報告事項」に沿って、所管業務の報告〉

〈質疑なし〉

4 議事

議案第20号 出水市文化会館等運営審議会委員の委嘱又は任命について

— 委員の異動等に伴い、新たに委嘱又は任命するもの —

〈生涯学習課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(長島委員) 議案に反対するわけではないが、確認として教えてほしい。

まず最初に、文化会館等の審議ということだが、これはマルマエホールと名称は変更されているが、これはこのままでもいいのか。

(生涯学習課長) ネーミングライツの関係で、マルマエホールということで通称で呼んで

いるが、条例上は、この出水市文化会館と、出水市音楽ホールが正式な名称なので、これはこのままで構わない。

(長島委員) 承知した。

もう1点、任命する者の中に市職員の政策経営部長が今回新しく任命されるということだが、一応、教育委員会で審議するに当たり、教育部長のほうが、ここに入るのは適切かなと私個人としては考えるが、その辺の見解について、教えていただきたい。

(生涯学習課長) 特には定めはないが、幅広く意見を聞くということと、実際はこの政策経営部長が充て職ではないが、充て職のような形でこれまでも市の職員ということで選任されている。

教育部長は教育委員会内部の職員になるので、幅広く意見を聞くために外部の職員をとということである。

(長島委員) 承知した。

昨年度の内容に「自主文化事業等の検討もする」と記載されているので、教育的な視点から、いろいろ行事等の、例えば、誰に依頼をしてということも含めて、教育関係のところは、まず、主立って行事の運営の中に入れてくればいいのかと思います、今、意見を出させていただいたが、幅広くということだったので、それはそれでいいかなと思う。

(議決)

(教育長) 異議がないので、議案第20号は原案のとおり可決することとする。

議案第21号 出水市児童生徒就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 国の支給単価に準じた一部支給項目の単価引き上げ及び通学用品費の拡充（通学用ヘルメット購入費を追加）等のため、所要の改正をしようとするもの 一

〈教育総務課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(中村委員) 賛否には関わりないが、就学援助を現在もらっている家庭、対象児童生徒は何人ぐらいいるのか教えていただきたい。

(教育総務課長) 令和5年度の今現在認定されている数だが、小学校が694人、中学校

が327人である。ちなみに全校児童生徒が小学校は2,925人、割合は23.7%、中学校は1,425人で22.9%、最近、文科省から就学援助の全国平均を出した資料が来ていたが、全国平均は大体15%ぐらいだったので、出水市は平均より高いということになる。

(中村委員) 承知した。

この金額は、ヘルメット以外は一律の金額を援助する、何々以内になっていないので、皆さん実質、援助額は同じということによろしいか。

(教育総務課長) 基本は同じだが、例えば、修学旅行だと実費相当で、学校によって修学旅行費が違ったり、通学費については、バスか自家用車で補助金額も違うので、例えば、上場までのバス料金など、そういう場合も補助している。

通学用品費等については、定額のものもあれば、実費相当のものもある。以内というのはそこが上限という意味である。

(中村委員) 承知した。

(池袋委員) このヘルメット購入費の対象の児童生徒というのは、小・中学生ということによろしいか。

(教育総務課長) 先ほど説明したが、学校から自転車通学を許可されたものに限るということなので、中学生のみとなる。

(池袋委員) 出水商業高校生も対象か。

(教育総務課長) 就学援助費は、小学生と中学生が対象の事業である。市が行っているヘルメット助成は大人も子どもも関係なく、2分の1の助成である。交通災害共済に加入していること等の条件があるが、それを満たせば、高校生に限らず、2分の1の助成は受けることができる。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第21号は原案のとおり可決することとする。

議案第22号 出水市特別支援教育就学奨励費に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

- 一 国の支給単価に準じ、一部支給項目の単価について引き上げるため、所要の改正をしようとするもの 一

〈教育総務課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(中村委員) 奨励費の受給者の人数を教えてください。

もう一つは、新入学児童というところが、今度、中学校だけアップされて、小学校のほうはアップになっていないが、さっきの就学援助費は両方とも上がっていたが、こちらが小学校が上がっていないのは、何か理由があるのか。

(教育総務課長) まず、人数から、特別支援教育就学奨励費の小学校は、令和5年度では112人、中学校は33人となっている。

特別支援教育就学奨励費というのは、特別支援学級にいる子、もしくは普通学級にいても、視力とか聴力とか何らかの障害を持った方も、法律上認められている場合、対象になる。

全体の生徒からというのはなかなか出せないが、仮に、今の特別支援の生徒数で割ると、大体、小学校で37%、中学校で34%になる。

あと、新入学児童用品通学用品費について、今回の国の改正は中学校のみとなっており、理由について国からの説明はない。

(中村委員) 先ほどの就学援助は、申請をしたところを審査して支給をしているようにしたが、こちらのほうは、申請がなくても全員一律になのか、それともやはり申請があってなのか、どちらなのか教えてください。

(教育総務課長) こちらについても所得要件があるので、申請に基づいて審査するが、まず、先ほどの就学援助はほぼ100%助成ということで、所得要件等も厳しい。特別支援教育を受けている子供でも、就学援助に該当すれば、就学援助の対象になる。

就学援助の対象にならなかった世帯が、特別支援奨励費の申請書を提出し、所得要件がクリアできるかどうか審査して、対象になった方は、2分の1の助成を受けるといった流れになっている。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、報告第22号は原案のとおり受理することとする。

5 その他

○ 不登校の要因について

— 主な要因の詳細について —

(長島委員) 前回の市議会での質問の内容について、確認のために質問させていただきたい。不登校の主な要因として、生徒児童間だけでなく、教職員も原因の一つになることがあるのではないかと考えられるが、この辺の内容について、もう少し詳しくお聞かせ願いたい。

(学校教育課長) 答弁の中で答えた不登校の要因については、主なものを挙げて答弁をしたところである。

不登校の要因については、他にもいろいろあって、教職員との関係をめぐる問題もゼロではなく、令和元年度から4年度までの4年間で、小・中・高合わせて7件報告されている。

教職員の言動によって不登校になるといったことがないように、今後も随時、学校と連携をとりながら指導の徹底を図っていきたい。

(長島委員) 不登校の要因については、いろいろあると思うが、教職員との関係がきっかけとなることのないように、是非、指導のほうをよろしく願いたい。

6 閉 会